

議案第 32 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市立市川保育園の項、市川市立欠真間保育園の項及び市川市立行徳第二保育園の項を削る。

第 10 条第 1 項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 7 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 8 号を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

保育サービスの更なる充実を図ることを目的として、市川保育園、欠真間保育園、行徳第二保育園及び行徳第二保育園分園を社会福祉法人による認可保育園とするため、これらの保育園の公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。